

福祉用具

サービスの種類	サービス内容																														
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日常生活の自立を支援するサービス</p> <p style="text-align: center;">(介護予防) 福祉用具の 貸与</p>	<p>福祉用具は、正しく利用してはじめて効果が得られます。行動範囲を広げること、心身の健康が保て、リハビリテーションの効果も得られます。また、転倒事故を防ぐこともできます。自立に向け、状態に合わせて必要な福祉用具を選ぶことが大切です。利用については必ずケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談のうえ、ケアプランを作成してもらうことが必要です。</p> <p>※☆は要支援1・2及び要介護1の人は、原則として介護保険給付の対象となりません。また自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く）は原則として要介護4・5の人のみ介護保険給付の対象となります。</p> <p>《貸与の対象となる用具の種類》</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 車いす☆</td> <td>5. 床ずれ防止用具☆</td> </tr> <tr> <td>2. 車いす付属品☆</td> <td>6. 体位変換器☆</td> </tr> <tr> <td> ①クッション又はパッド</td> <td>7. 手すり</td> </tr> <tr> <td> ②電動補助装置</td> <td>8. スロープ</td> </tr> <tr> <td> ③テーブル</td> <td>9. 歩行器 二輪・三輪・四輪・六輪</td> </tr> <tr> <td> ④ブレーキ</td> <td>10. 歩行補助杖</td> </tr> <tr> <td>3. 特殊寝台☆</td> <td>11. 認知症老人徘徊感知機器☆</td> </tr> <tr> <td>4. 特殊寝台付属品☆</td> <td>12. 移動用リフト☆</td> </tr> <tr> <td> ①サイドレール</td> <td> ①床走行式</td> </tr> <tr> <td> ②マットレス</td> <td> ②固定式</td> </tr> <tr> <td> ③ベッド用手すり</td> <td> ③据置式</td> </tr> <tr> <td> ④テーブル</td> <td> ・段差解消機</td> </tr> <tr> <td> ⑤スライディングボード</td> <td> ・起立補助機能付イス</td> </tr> <tr> <td> スライディングマット</td> <td> ・垂直移動のみの入浴用リフト</td> </tr> <tr> <td> ⑥介助用ベルト</td> <td>13. 自動排泄処理装置</td> </tr> </table>	1. 車いす☆	5. 床ずれ防止用具☆	2. 車いす付属品☆	6. 体位変換器☆	①クッション又はパッド	7. 手すり	②電動補助装置	8. スロープ	③テーブル	9. 歩行器 二輪・三輪・四輪・六輪	④ブレーキ	10. 歩行補助杖	3. 特殊寝台☆	11. 認知症老人徘徊感知機器☆	4. 特殊寝台付属品☆	12. 移動用リフト☆	①サイドレール	①床走行式	②マットレス	②固定式	③ベッド用手すり	③据置式	④テーブル	・段差解消機	⑤スライディングボード	・起立補助機能付イス	スライディングマット	・垂直移動のみの入浴用リフト	⑥介助用ベルト	13. 自動排泄処理装置
1. 車いす☆	5. 床ずれ防止用具☆																														
2. 車いす付属品☆	6. 体位変換器☆																														
①クッション又はパッド	7. 手すり																														
②電動補助装置	8. スロープ																														
③テーブル	9. 歩行器 二輪・三輪・四輪・六輪																														
④ブレーキ	10. 歩行補助杖																														
3. 特殊寝台☆	11. 認知症老人徘徊感知機器☆																														
4. 特殊寝台付属品☆	12. 移動用リフト☆																														
①サイドレール	①床走行式																														
②マットレス	②固定式																														
③ベッド用手すり	③据置式																														
④テーブル	・段差解消機																														
⑤スライディングボード	・起立補助機能付イス																														
スライディングマット	・垂直移動のみの入浴用リフト																														
⑥介助用ベルト	13. 自動排泄処理装置																														
<p style="text-align: center;">特定(介護予防) 福祉用具 購入費の支給</p>	<p>直接肌にふれて使用する入浴用、排泄用等の「特定福祉用具」は介護保険で購入することができます。年間の申請額 10 万円を上限として利用者負担割合に応じた保険給付額（9 割、8 割または 7 割※）が支給されます。購入については必ず担当のケアマネジャー、福祉用具専門相談員に相談してください。</p> <p>※都道府県等の指定を受けた事業者での購入のみ、介護保険の支給の対象となります。</p> <p>※利用者が一旦全額を支払った後に保険給付額の支給を受ける「償還払い」と、利用者が市に届出をしている事業者に、利用者負担額（費用の1割、2割または3割※）のみを支払う「受領委任払い」があります。</p> <p>※ 同じ種類の用具は、原則、正当な理由がないと再度購入できません。</p> <p>《購入費支給の対象となる用具の種類》</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 腰掛便座</td> <td>4. 移動用リフトのつり具の部分</td> </tr> <tr> <td> ・和式便器を腰掛式に変換するもの</td> <td>5. 入浴補助用具</td> </tr> <tr> <td> ・洋式便器の高さを補うもの</td> <td> ・入浴用いす</td> </tr> <tr> <td> ・洋式便座からの立ち上がり補助</td> <td> ・浴槽用手すり</td> </tr> <tr> <td> ・移動可能な便器</td> <td> ・浴槽内いす</td> </tr> <tr> <td> （水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能なもの）</td> <td> ・入浴台</td> </tr> <tr> <td>2. 自動排泄処理装置の交換可能部品</td> <td> ・浴室内すのこ</td> </tr> <tr> <td>3. 簡易浴槽</td> <td> ・浴槽内すのこ</td> </tr> <tr> <td></td> <td> ・入浴用介助ベルト</td> </tr> </table>	1. 腰掛便座	4. 移動用リフトのつり具の部分	・和式便器を腰掛式に変換するもの	5. 入浴補助用具	・洋式便器の高さを補うもの	・入浴用いす	・洋式便座からの立ち上がり補助	・浴槽用手すり	・移動可能な便器	・浴槽内いす	（水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能なもの）	・入浴台	2. 自動排泄処理装置の交換可能部品	・浴室内すのこ	3. 簡易浴槽	・浴槽内すのこ		・入浴用介助ベルト												
1. 腰掛便座	4. 移動用リフトのつり具の部分																														
・和式便器を腰掛式に変換するもの	5. 入浴補助用具																														
・洋式便器の高さを補うもの	・入浴用いす																														
・洋式便座からの立ち上がり補助	・浴槽用手すり																														
・移動可能な便器	・浴槽内いす																														
（水洗機能を有する便器を含み、居室で利用可能なもの）	・入浴台																														
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品	・浴室内すのこ																														
3. 簡易浴槽	・浴槽内すのこ																														
	・入浴用介助ベルト																														

※平成30年8月から、特に所得の高い人は3割負担になりました。（12ページ参照）